

H30年8月9日

三田市議会議長 様

本会派（私）は、政務調査活動・先進地調査等報告書を下記のとおり提出します。

会 派 名	盟政会	代表者	福田 秀章	印
		議員名		
派遣者氏名	・森本政直・幸田安司・白井和弥			
視 察 先	① 兵庫県伊丹市			
調査事項 (調査目的)	① 区域外通学について			
日 時	H30年7月30日(月)			
視察先対応者	① 学校教育部学校教育室学事課 大村寿一様 ② 教育委員会事務局 保健体育課長 中江洋忠様 ③ 議会事務局次長 小野信江様			
添付資料	① 三田市議会 盟政会 行政視察 質問事項について			

交付対象議員は会派名、議員名を記入してください。(代表者名、派遣者氏名は不要)

調査日時

H30年7月30日(月)13時00分～14時30分

視察先 兵庫県伊丹市

調査事項 区域外通学について

(調査結果の概要)

区域外通学が許可されるようになった経緯ということでもともと保護者の方に不公平感が起こらないように各市町村の教育委員会において学校指定をしていくという元々の制度があった。

国の行政改革の中で学校選択制の話も受けながら、文部科学省では学校の通学区域制度の運用について、柔軟的に弾力的に運用していくという主旨の通知を平成9年7月27日に通知している。その頃に事例集も発行している。

伊丹市では平成19年に現行の区域外通学の基準を運用開始しているが、それまでは昭和59年の教育長通知で区域外通学の運用を行っていた。

その際には部活動を理由とするものを除く4つの項目で運用していたが、学校教育法の施行規則の一部改正を受けて平成18年に出された通知では、教育委員会が就学校の指定をするにあたり、保護者の申し立てにより、指定変更が出来る旨を示すようにと通知がされた。同時に就学校を変更する理由として「いじめへの対応、通学の利便性、部活動等学校独自の活動等」が考えられるが、各教育委員会において地域の実情等に応じて適切に判断すべきと示された。その後6月には文科省の初等中等教育局初等中等教育企画課からの事務連絡により、それらがどの市町村においても就学校の変更が認められる理由となる旨の踏み込んだ通知がなされた。その後H19年、H20年とより踏み込んだ内容の通知が届く中、伊丹市ではH18年6月から他市の状況確認をはじめ、1年間の準備期間の中で新しい区域外通学の取り扱い基準を作成し、H19年の4月1日から新しい基準での運用を開始している。

昨年(H29年度)は135人が区域外通学の制度を利用しており、その内の28名が部活を理由とする区域外通学を行なっている。指定校に希望する部活動がない場合に限り原則として通学距離が近い学校への通学を認めるが、周辺にいくつかの候補となる中学校があったとしても、基本的には通学の利便性の一番高いところへの転校を認める。また、部活動を理由とする区域外通学について、3年生の部活の引退を除いて、部活動を退部または理由なく長期にわたり休部した場合、その時点で特段の事情がなければ居住校区の指定校に通学するものとなっている。

課題としては区域外通学を行なうものの安全確保や遠征時等の該当者への配慮があげられる。また、区域外通学の基準に当てはまらないケースの申請もあり、保護者への説明や理解を得るための苦勞等があるが現在のところ大きな問題は起きていない。

(所見)

少子化が進み、思うように部活を行えない生徒が増える中、区域外通学は良い対処法になり得るのではないかと思う。必要とする予算も大きなものではないので現行の仕組みに取り入れやすい施策であろう。ただ、三田市は今回視察した伊丹市の10倍の市域を有して

おり、その中に同じ8中学校が存在する。必然的に近隣中学までの距離がながくなり、伊丹市に比べて制度の活用はしにくい状況かもしれない。加えて伊丹市は定額210円の市バスをはじめ公共交通が発達しており、三田に比べて条件がよい。

しかしながら、希望の部活動に所属することを大きな問題と捉える中学生は存在するので、外部コーチ制度の導入など他の制度も取り入れながら、希望する部活動を行えるような環境作りをすすめていかなければならない。

交付対象議員は会派名、議員名を記入してください。(代表者名、派遣者氏名は不要)